資料４

タイトル：「テレビ字幕と情報アクセシビリティ」

一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長　新谷友良

１ページ目

１．表現の自由（送り手の自由）から情報アクセシビリティへの流れ

すべての情報は障害者を含むすべての人にとってアクセシブルでなければならない。情報アクセシビリティを人権ベースで考える視点の確認。

人権としてのコミュニケーション

【日本国憲法】

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

２ページ目

人権としてのコミュニケーション

【国際人権規約（自由権規約1966年採択）】

第19条

1　すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2　すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

人権としてのコミュニケーション

【障害者権利条約（2006年採択）】

第９条　施設及びサービス等の利用の容易さ

1　締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、都市及び農村双方において、物理的環境、輸送機関、情報及びコミュニケーション（情報コミュニケーション機器及びシステムを含む。）並びに公衆に開かれた又は提供される他の施設及びサービスへのアクセスを確保するための適当な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次に対して適用する。

(a)　建物、道路、輸送機関その他の屋内外の設備（学校、住居、医療設備及び職場を含む。）

(b)　情報サービス、コミュ・サービスその他のサービス（電子サービス及び救急サービスを含む。）

３ページ目

人権としてのコミュニケーション

日本国憲法　「表現の自由」　　情報発信者　　　→　　　情報受領者

国際人権規約　「情報発信・受領権」　　情報発信者 　↔　　　情報受領者

障害者権利条約　障害者基本法　「情報アクセス権」　　情報発信者 ↔ 情報受領者

４、５ページ目

人権としてのコミュニケーション

２．テレビ字幕を求める根拠法

①障害者基本法　②放送法

人権としてのコミュニケーション

【障害者基本法改正（2011年改正）】

（地域社会における共生等）

第３条

３ 　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（情報の利用におけるバリアフリー等）

第22条

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

３　電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

【放送法第４条】

（国内放送等の放送番組の編集等）

第４条 　放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一　公安及び善良な風俗を害しないこと。

二　政治的に公平であること。

三　報道は事実をまげないですること。

四　意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

２　放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たつては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

６ページ目

３．情報アクセシビリティから見た現行放送指針の評価

1. 年次評価の継続

・行政指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合（平成26年度）

ＮＨＫ（総合） 86.9％

ＮＨＫ（教育）　71.5％

在京キー５局　98.0％

在阪準キー４局　96.6％

在名広域４局　92.8％

系列ローカル局　74.0％

系列外ローカル局　16.8％

・総放送時間に占める字幕放送時間の割合（平成26年度）

ＮＨＫ（総合） 67.9％

ＮＨＫ（教育）　48.1％

在京キー５局　49.9％

在阪準キー４局　44.4％

在名広域４局　44.5％

系列ローカル局　36.1％

系列外ローカル局　7.8％

・行政指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合（平成27年度）

ＮＨＫ（総合）　93.8％

ＮＨＫ（教育）　80.1％

在京キー５局　98.0％

在阪準キー４局　97％

在名広域４局　94.5％

系列ローカル局　74.0％

系列外ローカル局　17.9％

・総放送時間に占める字幕放送時間の割合（平成27年度）

ＮＨＫ（総合）　80.6％

ＮＨＫ（教育）　69.2％

在京キー５局　57.9％

在阪準キー４局　54.5％

在名広域４局　50.4％

系列ローカル局　44.8％

系列外ローカル局　11.4％

７ページ目

1. 字幕付与例外事項への対応

普及目標の対象となる放送番組とは、7時から24時までの間に放送される番組のうち、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。
・技術的に字幕を付すことができない放送番組（例　現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）
・外国語の番組
・大部分が器楽演奏の音楽番組
・権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

③地方局、BS/CS放送への対応

④災害時の緊急放送（特に地方局）における字幕

⑤国会中継や政見放送における字幕

⑥字幕品質についての基準

・ISO/IEC字幕標準化規則制定への対応

人権としてのコミュニケーション

【放送法】第９条

（訂正放送等）

第９条 　放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

２　放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

３ 　前二項の規定は、民放（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

以上